

ビルメンテナンス業 労働災害防止対策事例

管内（新宿区・中野区・杉並区）の事業場
が取り組んでいる労働災害防止対策事例です



足元ヨシ！

新宿労働基準監督署

令和2年7月作成

本事例集は、近年、労働災害が発生した事業場より、その後における取組事例を提出していただき、主なものをまとめたものです。皆様の事業場において、労働災害防止対策の参考としてください。

転倒災害防止対策事例

- ①事務所の出入口に、以前は段差対策としてスノコが敷いてあり不安定であったが、改良工事を実施し、段差をなくした。
- ②螺旋階段最下部の段差が大きく、踏み外したり、足を捻るおそれがあったため、踏み台を設置し、安全に昇降できるようにした。
- ③雨天巡回時は、両手が空くようカッパを着用させ、傘を使用させないようにしている。
- ④夜間や薄暗い場所での照明の点灯や懐中電灯の使用を徹底している。
- ⑤通路や出入口に荷物を置かないことを徹底している。
- ⑥ノンスリップスニーカーを着用させている。
- ⑦剥離洗浄作業時は、滑り止め靴カバーを着用させている。
- ⑧通路や階段の整理・整頓を徹底している。
- ⑨清掃や巡回時には、防滑靴を着用させている。
- ⑩女性のパンプスヒールは、安定感のある太さで高さ3cm以内としている。
- ⑪ヒヤリハット事例のさらなる提案活動を実施し、危険要因の排除に努めている。
- ⑫各現場から危険作業等を抽出し、安全衛生委員会でリスクアセスメントを実施することで、リスクの低減対策を推進している。
- ⑬朝礼等において、ヒヤリハットマップによる危険個所の周知、床濡れ箇所の拭き取り、両手に荷物を持つての階段の昇降禁止、階段は手すり近くを昇降、足元が見えない大きな荷物の手持ち運搬禁止、作業靴の底すり減り確認などを指示している。
- ⑭自社で実際にあった労働災害事例を周知するための資料を掲示し、注意喚起を促している。
- ⑮安全衛生委員会でつまずきの危険性が高い箇所（電源コード類、凸凹のある場所、照明の暗い場所）における危険の周知を行っている。
- ⑯作業場内危険マップを作成し、注意喚起している。
- ⑰事務所内の段差には、トラロープで注意喚起を実施している。
- ⑱転倒防止のためのマニュアルを作成し、従業員へ配付している。
- ⑲過去に発生した転倒災害事例をミーティングで共有し、注意喚起している。
- ⑳新規配属者用の事務所説明書類に、危険個所情報を写真等で載せ周知している。
- ㉑安全に作業するための手順書を作成し、教育指導をしている。
- ㉒作業エリア内における転倒危険個所を事前に把握しておくよう指導している。



- ②③移動時の歩行速度に注意するよう指導している。
- ②④作業開始前に、ストレッチ体操等を実施している。
- ②⑤ストレッチ体操や転倒予防運動（手首、足首など）を業務開始前に行うよう指導している。
- ②⑥転倒防止のための簡単なストレッチやスクワットの実施を推奨している。
- ②⑦急いだり、慌てたり、走らないことを全員で徹底している。
- ②⑧水を使用する場所では、区画と表示を徹底し、かつ、拭き取り用モップをあらかじめ準備してから作業を行うよう指導している。
- ②⑨社内教育用資料を作成し、定期的に安全教育（KY活動、転倒防止、ヒヤリハットなど）を行っている。
- ③⑩通路の整理・整頓を徹底している。
- ③⑪作業手順書に労働災害防止のポイントを盛り込み作業方法を改善している。



墜落・転落災害防止対策の実施状況

- ①高所清掃作業は、可能な限り脚立を使用せず、延長ポールを使用し、床上から作業するようにしている。
- ②ビル受水槽の点検時、高さ7mのはしごを昇る際、墜落するおそれがあったため、昇降時用墜落防止装置（安全ブロックと親綱）を設置し、対応している。
- ③高所作業は、脚立ではなく、移動式足場や作業台を使用している。また、必要に応じてヘルメットと安全帯を着用させている。
- ④両手に荷物を持っている場合や体調が優れないときは、階段を使用しないでエレベーターを使用するよう指導している。
- ⑤脚立は、天板に乗らないよう指導している。
- ⑥脚立等の設備は、作業終了後に安全点検を行い、不良品の排除に努めている。
- ⑦脚立の単独使用を禁止としている。
- ⑧脚立を広げて梯子使用を禁止している。
- ⑨脚立上で無理な姿勢での作業を禁止している。
- ⑩脚立作業は、60歳以上の高年齢労働者に行わせていない。
- ⑪脚立作業の安全使用ルール10項目（天板作業禁止、脚立の適正な向き、荷物の上げ下ろしは複数人、サンダル禁止など）を示したカードを脚立にぶら下げて、常時、確認できるようにしている。



- ⑫脚立禁止作業7項目（天板使用、はしご使用、物を持つての昇降、飛び降りなど）を定め徹底している。
- ⑬脚立等使用道具の定期点検の実施と不良品の交換を徹底している。
- ⑭高所作業時は、脚立を使用し、はしごは絶対に使用しないことを徹底している。
- ⑮階段清掃時は、下から上に向かって作業を行うよう指導している。
- ⑯階段は、つまずいた際すぐ掴まれるよう、手すり付近を昇降するよう指導している。
- ⑰高所作業を行う際のヘルメットや安全帯の着用を義務化を強化している。
- ⑱高さ60cm以上の脚立を使用する際は、ヘルメット着用を義務付けている。
- ⑲高所作業時は、関係する資格を持った者を責任者として配置し、指導している。
- ⑳墜落災害防止ポスターを掲示し、高所作業における安全作業の注意喚起をしている。
- ㉑社内教育用資料（はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくそう！）を作成し、定期的に安全教育を行っている。
- ㉒一人KY（ひとり危険予知とリスク対策）活動を推進している。



捻挫・腰痛等予防対策の実施状況

- ①関節の可動域を増加させる体操を実施している。（左右交互に1～2回 1日3～4回）
- ②足の筋肉を伸ばす体操を実施している。（両足各10回 1日2～3回）
- ③胴体やお尻の筋肉を増強させる体操を実施している。（1日数回）
- ④腰痛予防対策として、荷物の持ち上げ方法を教育している。
- ⑤日常的にストレッチなどを行うよう指導している。
- ⑥簡単なストレッチやスクワットの実施を推奨している。
- ⑦捻挫等予防のため、毎朝、ラジオ体操を行っている。
- ⑧作業開始前に、手首、足首等の柔軟ストレッチ（足首回しなど）を行うよう指導している。
- ⑨朝礼時の健康チェックと準備体操を行っている。
- ⑩足のサイズに合った作業靴を貸与している。
- ⑪作業靴の靴底の相互確認（擦り減り状況など）を実施している。
- ⑫荷物を持ち上げる際は、腰を据えた姿勢で行い、中腰にならないよう指導している。
- ⑬体力測定（歩行能力・筋力、俊敏性、静的バランス）を実施している。

